

取扱注意

調査結果の概要

第 20 回

労働組合費に関する調査報告

2021年11月実施

日本労働組合総連合会

(公財)連合総合生活開発研究所

調査の実施概要

1. 調査の趣旨と経緯

「労働組合費調査」は、組合活動を支える組合財政の実態解明を目的に実施する調査である。

1975年に第1回調査を実施して以降、ほぼ2～3年間隔で定期的に行われ、今回調査で第20回目になる。前回調査は3年前の2018年に実施されている。

調査は、第1回以降アジア社会問題研究所で行われていたが、同研究所の解散に伴い第14回調査（2003年）から連合（日本労働組合総連合会）及び（公財）連合総研（連合総合生活開発研究所）が行ってきた。このため連合及び連合総研の調査としては7回目となる。

調査対象となった組織は、（1）民間及び公務・公営の単組（単位組合）と（2）構成組織である。本調査における単組（単位組合）とは、「組合員直接加盟方式をとり、組織的に単一化された組織」のことを指している。なお、本報告では、第Ⅰ部で単組調査報告を、第Ⅱ部で構成組織調査報告を行っている。

2. 調査の実施方法

調査はこれまでペーパーの調査票を配布・回収してきたが、構成組織調査は今回調査よりすべてウェブ調査に切り替えた。

また、単組調査においてもウェブ調査を中心に実施したが、一部、ペーパー調査票を配布・回収した。

3. 調査票の配布と回収時期

企画設計	: 2021年4～10月
実施時期	: 2021年11月～2022年3月
集計	: 2022年4月

4. 調査対象組織

（1）単組調査

単組調査の対象組合は前回同様に、連合が実施する基本的調査の対象組合である主要・登録組合（民間組合）に、公務・公営組合を加えた組合を対象とした。

また、単組における組合財政の実態は組合員数（組織規模）により大きく異なることから、集計の際には組織規模区分を組合員数により5つのグループに区分した（「299人以下」「300人以上」「1000人以上」「5000人以上」「10000人以上」）。

（2）構成組織調査

構成組織調査では、連合加盟の45構成組織（産業別組織）を対象に調査票を配布した。なお、JP労組、全印刷、全造幣といった単組的性格を有する構成組織は、従来通り単組調査票にご回答頂き、結果は単組調査結果に反映した。

5. 調査票の配布・回収状況

調査票の配布・回収状況は第1～5表の通りである。

(1) 単組調査

単組調査において、配布した調査票 1,065 枚に対し、有効回収した調査票は 881 枚で、有効回収率は 82.7%である。ちなみにウェブ調査票に回答して頂いた組合は 679 組合、ペーパー調査票の 202 組合を大きく上回り、比率では前者が 77.1%、後者が 22.9%となっている。

今回調査の配布数は、2018 年調査 (1,161 枚配布) と比べ 96 枚減少したが、逆に、回収数は 2018 年調査 (843 枚回収) より 38 枚増加している。有効回収率は 2018 年調査 (72.6%) を約 10 ポイント上回る 82.7%に達している (第1表)。

有効回収単組における組合員総数 (組織人数) は、2018 年調査 (3,048,159 人) とほぼ同水準の 3,056,379 人となっている。

第1表 調査票の回収状況

	配布枚数	回収枚数	回収率・%	回収枚数		構成比率・%		組織人数・人
				ウェブ調査	ペーパー調査	ウェブ調査	ペーパー調査	
単組調査	1,065	881	(82.7)	679	202	(77.1)	(22.9)	3,056,379
構成組織調査	45	45	(100.0)	45	0	(100.0)	(0.0)	6,692,501

なお、2018 年調査と比べた組合員数の推移をみると、この 3 年間で<増加した>組合が 34.6%に対し、<減少した>組合は 46.4%と半数近くを占めている (第1図)。

第1図 3年前(2018年)と比べた組合員数の変化



5 区分の組織人数別組合数と組合員数、一組合当たりの平均組合員数は第 2 表の通りである。
 回収単組の組合員総数のうち、組織規模の最も大きい 10000 人以上の組合の占める割合は、全体の 59.5%で 6 割近くを占めている。

第 2 表 [単組調査] における回答組合数と組合員総数

		組合数	組合員総数(人)	平均組合員数(人)
2021年計		881	3,056,379	3,537
2018年計		843	3,048,159	3,659
2015年計		637	2,773,276	4,451
2012年計		509	2,459,753	4,833
2008年計		586	2,447,079	4,212
組織人数別	299人以下	229	36,077	158
	300人以上	251	151,501	604
	1000人以上	254	594,677	2,341
	5000人以上	65	456,599	7,025
	10000人以上	65	1,817,525	27,962

また、回収組合のうち民間組合が 9 割強を占め、公務・公営組合は 1 割弱である (第 3 表)。
 これを業種構成でみると、<製造業>では、「製造業・金属」が 22.4%、「製造業・化学」が 10.9%、「製造業・その他」が 9.4%で、合わせて 4 割強を占めている。また、「交通・運輸」(22.4%)においても 2 割を上回っている。

第 3 表 業種

		製造業・金属	製造業・化学	製造業・その他	資源・エネルギー	交通・運輸	情報・出版	商業・流通	サービス・一般	金融・保険・不動産	建設・資材・林産	その他非製造業	公務・公営	無回答	件数
2021年計		22.4	10.9	9.4	3.4	22.4	2.6	6.0	4.2	4.8	4.3	0.8	8.4	0.5	881
2018年計		19.8	10.9	9.1	3.6	18.5	2.4	11.0	6.6	3.0	4.4	0.5	7.8	2.4	843
2015年計		18.1	14.3	9.6	4.1	9.7	2.7	12.4	8.3	4.1	6.1	0.8	8.5	1.4	637
組織人数別	299人以下	23.1	10.5	10.0	2.6	31.4	2.6	1.7	3.1	5.2	2.6	1.3	4.8	0.9	229
	300人以上	25.1	8.4	6.8	2.8	25.1	3.6	3.6	3.6	6.0	5.6	0.4	8.8	0.4	251
	1000人以上	15.7	16.1	14.2	3.5	18.1	2.0	5.9	4.3	3.1	5.1	0.4	11.0	0.4	254
	5000人以上	20.0	7.7	7.7	3.1	13.8	1.5	21.5	6.2	1.5	3.1	...	13.8	...	65
	10000人以上	38.5	3.1	1.5	7.7	7.7	3.1	16.9	7.7	9.2	...	1.5	3.1	...	65

(2) 構成組織調査

[構成組織調査]では、2018年調査と同様に、調査票はすべての構成組織より回収した。回収組織数は2018年調査(回収45組織)と同数である。また、加盟組合数は累計で12,051組合、累計組合員数は6,692,501人である(第4表)。

第4表 [構成組織調査]における加盟組合数と組織人数(会員人数)

	組織数	加盟組合数	組織人数・人
2021年計	45	12,051	6,692,501
2018年計	45	11,915	6,609,455
2015年計	39	11,656	6,199,298
2012年計	38	11,474	6,075,020
2008年計	34	11,190	5,919,273
組織人数別	5万人未満	28	1,549
	5万人以上	8	1,440
	20万人以上	9	9,062

6. 調査の対象会計年度

設問に対する回答は、単組、構成組織の双方とも直近会計年度について回答頂いた。

7. 「非正規雇用の従業員」及び「非正規雇用の組合員」という表記について

本調査では、正規雇用の従業員(正社員、正規職員)とは異なる契約で雇用され、パート・タイマー、臨時労働者、契約社員、嘱託社員、会計年度任用職員などの呼称で呼ばれる従業員及び組合員に関する設問を設けている。調査票及び本報告書では、これらの方々の呼称として「非正規雇用の従業員」、「非正規雇用の組合員」と表記した。

8. [単組調査]の2018年調査との比較における留意点

[単組調査]の回収組合数は、2018年調査と比べ38組合増加している。増加した主な組織区分は299人以下(30組合増)と300人以上(20組合増)である。これに対し、1000人以上の区分では23組合減少している。これを比率で見ると<1000人未満>は2018年調査の51.0%に対し、今回調査では54.5%と増加している。

[単組調査]の報告をみるにあたって、こうした組合員数<1000人未満>の組合の増加にご留意頂きたい(第5表)。

第5表 回答組合数の推移([単組調査])

	2021年計	2018年計	2015年計	
回答組合数計	881	843	637	
組織人数別	299人以下	229	199	89
	300人以上	251	231	159
	1000人以上	254	277	262
	5000人以上	65	63	56
	10000人以上	65	63	57

単組調査報告

単組調査は、連合が実施する調査の対象組合である主要・登録組合と公務・公営組合に調査票を配布し（配布組合数 1,065 組合）、うち 881 組合より回収した（回収率 82.7%）。以下では、調査結果の概要を紹介する。

1. 正規雇用の組合員の組合費の現状

（1）月額組合費

—2018 年調査と比べ約 100 円低い 5,066 円、賃金収入に占める割合は 1.61%—

正規雇用の組合員一人当たりの月額組合費（加重平均）の平均は 5,066 円である（第 6 表）。

これを時系列でみると、2008 年調査（4,917 円）と 2012 年調査（4,933 円）は 5,000 円を下回っていたが、2015 年調査（5,023 円）で初めて 5,000 円を上回り、2018 年調査（5,161 円）ではさらに 138 円増加していた。今回調査では、組織規模 1000 人未満の組合の増加にコロナ禍の影響が加わり、2018 年調査を 100 円近く下回る水準（5,066 円）となっている。

一方、組合費のベースとなる基準内賃金（所定内賃金）（月額、加重平均）は 314,027 円で、2018 年調査（309,064 円）と比べ 3 年間で約 5,000 円多い。

このように組合費が減少する一方、基準内賃金（所定内賃金）は高くなったため、月額賃金に占める月額組合費の割合（加重平均）は平均 1.61%で、2018 年調査（1.65%）と比べ 0.04 ポイント低下している。

第 6 表 正規雇用の組合員の一人当たり月額組合費（円、加重平均。%）

	月額組合費・円	月額賃金・円	組月額賃金の割合に占める%	件数
2021年計	5,066	314,027	1.61	751
2018年計	5,161	309,064	1.65	746
2015年計	5,023	305,048	1.64	553
2012年計	4,933	304,104	1.62	459
2008年計	4,917	300,781	1.63	541

(2) 一時金からの徴収状況と年間組合費

—一時金から組合費を実際に「徴収している」組合は3割強、

6割弱の組合は「徴収していない」—

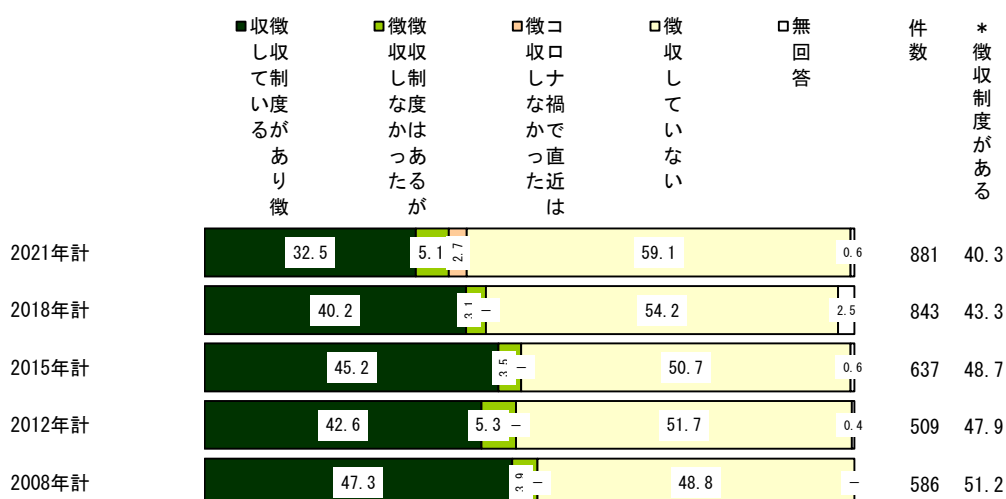
—年間徴収額は平均7,745円、年間組合費は平均63,142円—

一時金からの組合費の徴収制度の有無をみると、一時金からの組合費を徴収する制度がなく、組合費を「徴収していない」組合が59.1%である。2018年調査（54.2%）と比べ5ポイント増加している（第2図）。

これに対し、徴収制度はあるものの、「直近の会計年度は徴収しなかった」が5.1%、そして、「コロナ禍で直近は徴収しなかった」組合が2.7%みられ、合わせて1割弱を占めている。

一時金から組合費を徴収している組合における一人当たりの年間平均徴収額は7,745円である。この結果、月額組合費に一時金からの徴収額を加えた年間組合費（年間組合費＝「月額組合費」×12ヵ月＋「一時金からの年間徴収額」）は平均63,142円（加重平均）となっている（第7表）。

第2図 正規雇用の組合員における一時金からの組合費徴収の有無



第7表 正規雇用の組合員における一時金からの徴収額と年間組合費（円、加重平均。年）

	2021年・円	2018年・円	2015年・円	2012年・円	2008年・円
一時金からの徴収額	7,745	6,845	9,066	7,955	8,860
年間組合費	63,142	63,750	62,571	60,968	61,952

注。「年間組合費」の算出は、「月額組合費」×12ヵ月に「一時金からの徴収額」を加えて算出した。なお、一時金から徴収されていない組合の場合は、0円として計算した。

(3) 月額組合費の徴収上限額設定の有無と、徴収上限額（月額）

—上限<設定>組合が約4割、組合費の上限額は平均5,778円（単純平均）—

月額組合費における徴収上限額の設定の有無をみると、<設定している>組合は40.3%と約4割を占めている。うち「定額で設定している」が25.9%、「定率で設定している」は14.4%である。これに対し、徴収上限額を「設定していない」（59.6%）組合は6割弱である（第8表）。

上限額を「設定している」組合における組合費の上限額は単純平均で5,778円（回答216組合）である。

また、組合費の上限を給与に対する上限率で回答した118組合における徴収上限率は平均1.9%となっている

第8表 正規雇用の組合員における月額組合費の上限額（率）の設定と上限額

	徴収上限額（率）の設定					上限額		
	* 設定している	定額で設定している	定率で設定している	設定していない	無回答	件数	徴収上限月額・円	件数
2021年計	40.3	25.9	14.4	59.6	0.1	881	5,778	216
2018年計	39.5	25.4	14.1	57.8	2.7	843	6,035	198
2015年計	38.4			59.7	1.9	637	6,187	177
2012年計	38.5			60.9	0.6	509	6,314	146
2008年計	30.2			69.1	0.7	586	6,611	158

2. 非正規雇用の組合員における組合費の現状

(1) 非正規雇用の従業員の組織状況

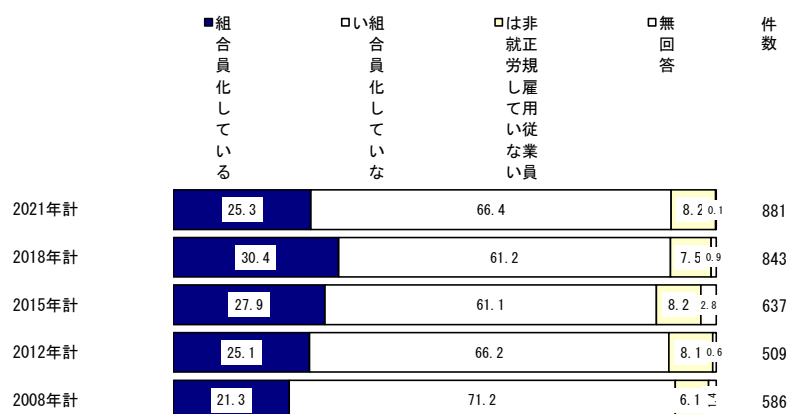
—4分の1にとどまる組合員化の実態—

—非正規雇用の従業員を組合員化している組合では、

組合員の3分の1が非正規雇用の組合員、うち8割が短時間就労

非正規雇用の従業員がいる企業（団体）について、非正規雇用の従業員を「組合員化している」組合は25.3%で4分の1である。大多数の企業（団体）で非正規雇用の従業員が就労しているが、組合員化が追いつかない実態となっている（第3図）。

第3図 非正規雇用の従業員の組織状況



非正規雇用の従業員を組合員化している組合における非正規雇用の組合員の割合は34.6%で、正規雇用の組合員は65.4%である。非正規雇用の組合員がいる組合では、組合員のほぼ3人に1人は非正規雇用の組合員によって占められる実態となっている（第9表）。

非正規雇用の組合員における就業形態による構成をみると、フルタイム就労の19.7%に対し、短時間就労は80.3%となっている。非正規雇用の従業員の組合員化は従業員数の多い短時間就労者を中心に進んでいることを示している。

第9表 雇用形態別組合員数と構成比率（人、%）（非正規雇用の従業員を組合員化している組合）

	均合非 組員正 化規 し用 数て ・の 人従 組業 員を 組	雇用形態別平均組合員数・人				雇用形態別構成比率・%				回答組合員数
		数正 ・規 人用 の 組 合 員	数非 ・正 人規 用の 組 合 員	フル タイム 就 労 ・ 人	短 時 間 就 労 ・ 人	率正 ・規 %用 の 組 合 員 比	比非 ・正 %規 用の 組 合 員	フル タイム 就 労 ・ %	短 時 間 就 労 ・ %	
2021年計	6,431	4,206	2,225	438	1,787	65.4	34.6	19.7	80.3	182
(2018年計)	6,346	3,971	2,375	546	1,830	62.6	37.4	23.0	77.1	202
(2015年計)	7,728	5,152	2,576	696	1,880	66.7	33.3	27.0	73.0	150
(2012年計)	10,395	7,555	2,839	622	2,217	72.7	27.3	21.9	78.1	120
(2008年計)	9,427	7,092	2,335	777	1,558	75.2	24.8	33.3	66.7	120

(2) 組合費の徴収基準

—「正規雇用の組合員と同一基準」は25%前後、

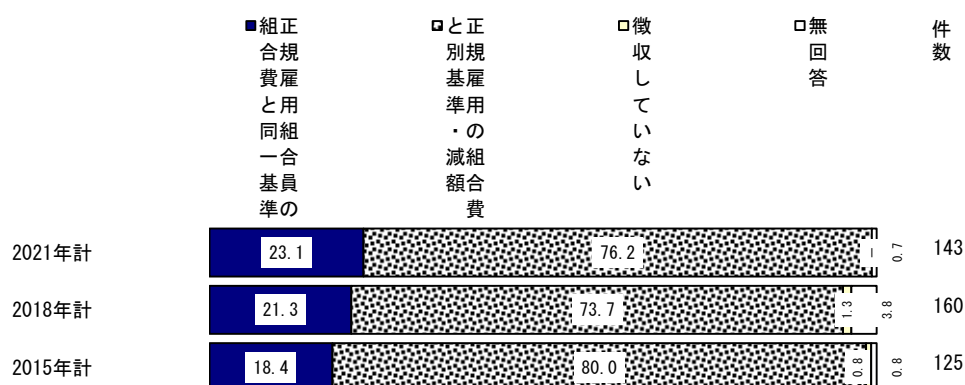
約7割の組合が「正規雇用の組合員と別基準」により減額して徴収—

非正規雇用の組合員の組合費徴収基準をみると、組合員でありながら組合費を「徴収していない」組合は皆無に近い（フルタイム就労0.0%、短時間就労0.9%）（第4図、第5図）。

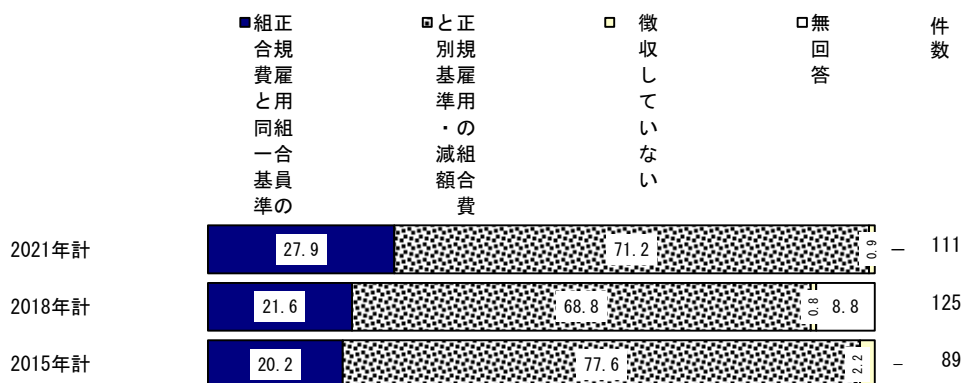
しかし、その徴収基準は正規雇用の組合員とは大きく異なっている。「正規雇用の組合員の組合費と同一基準」で組合費を徴収する組合はフルタイム就労で23.1%、短時間就労で27.9%と25%前後にとどまっている。それでも2015年調査以降、「同一基準」が少しずつ増加しており注目される。

これに対し、組合費の徴収基準の主流は「正規雇用の組合員と別基準」である。別基準により組合費の減額措置を行っている組合が約7割と大多数の組合で採用されている（フルタイム就労76.2%、短時間就労71.2%）。

第4図 フルタイム就労の非正規雇用の組合員の徴収基準



第5図 短時間就労の非正規雇用の組合員の組合費の徴収基準



(3) 月額組合費

—月額組合費はフルタイム就労組合員が 1,721 円、短時間就労組合員が 1,256 円—

—フルタイム就労組合員の組合費は正規雇用の組合員の 3 分の 1—

月額組合費はフルタイム就労が平均 1,721 円(回答 128 組合)、短時間就労組合員が同 1,256 円(回答 96 組合)である。両者の開きは 465 円で、短時間就労組合員の組合費はフルタイム就労組合員の 7 割強の水準である。2018 年調査と比べ両者とも減少しており、フルタイム就労で 191 円、短時間就労で 231 円少ない(第 10 表)。

なお、フルタイム就労組合員の組合費は正規雇用の組合員の組合費よりも実額で 3,345 円下回り、比率では 34.0%、3 分の 1 の水準である。

第 10 表 正規雇用の組合員と比べた非正規雇用の組合員一人当たり月額組合費(円、加重平均)

		フルタイム就労・円	回答組合数	短時間就労・円	回答組合数
員非 正 規 雇 用 の 組 合	2021年計	1,721	128	1,256	96
	2018年計	1,912	136	1,487	98
	2015年計	2,092	111	1,301	75
	2012年計	2,125	87	1,272	50
	2008年計	1,971	89	1,223	63
正規雇用の組合員		5,066	751		

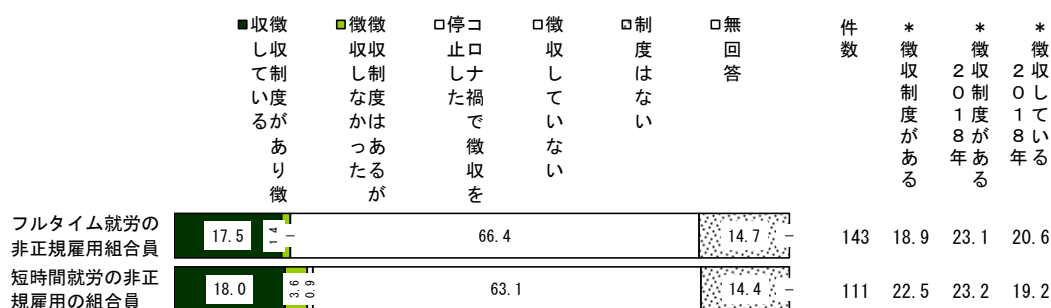
(4) 一時金からの徴収状況

—2 割弱にとどまる一時金からの組合費の徴収組合—

—フルタイム就労が 1,885 円、短時間就労が 640 円—

一時金から組合費を「徴収している」組合はフルタイム就労で 17.5%、短時間就労で 18.0%と 2 割弱で、正規雇用の組合員の徴収率(32.5%)の半数にとどまっている(第 6 図)。

第 6 図 非正規雇用の組合員の一時金からの組合費の徴収



一時金からの平均徴収額はフルタイム就労が 1,885 円で、正規雇用の組合員(7,745 円)の 4 分の 1 の水準である。また、短時間就労は 640 円で、フルタイム就労の非正規雇用の組合員の 3 分の 1 の水準である(第 11 表)。

第 11 表 非正規雇用の組合員の一時金からの徴収額(円、加重平均)

	2021年	回答組合数	2018年	回答組合数
フルタイム就労組合員	1,885	16	3,384	27
短時間就労組合員	640	18	2,247	18
(正規雇用の組合員)	7,745	220	6,845	273

3. 定年後の再雇用（再任用）・勤務延長者の組合費

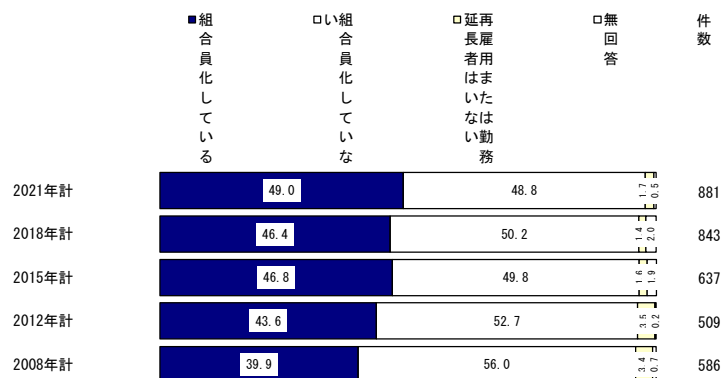
—半数の組合で組合員化を実現、組合員の7割強がフルタイム就労—

—フルタイム就労組合員の平均組合費は2,062円、正規雇用の組合員の5分の2、

短時間就労組合員は1,337円—

定年後の再雇用（再任用）及び勤務延長者を「組合員化している」組合は49.0%で、2018年調査（46.4%）からさらに増加している（第7図）。

第7図 定年後の再雇用（再任用）または勤務延長者の組合員化



再雇用（再任用）、勤務延長の組合員数の合計は平均294人で、うち、フルタイム就労が71.5%、短時間就労が28.5%を占めている（第12表）。

フルタイム就労組合員の組合費は2,062円で、正規雇用の組合員（加重平均5,066円）の約5分の2の水準である。また、短時間就労組合員は1,337円である（第13表）。

第12表 雇用形態別組合員数と構成比率（人、%）（再雇用（再任用）、勤務延長者を組合員化している組合）

	組合員数 定年後の再雇用または勤務延長（再任用）者を組合員化した組合員数	雇用形態別組合員数・人		構成比率・%		組合員数の回答組合数	
		再雇用・勤務延長者数	フルタイム就労・人	短時間就労・人	フルタイム就労・%		短時間就労・%
2021年計	432	294	210	84	71.5	28.5	375
2018年計	391	188	136	52	72.2	27.8	331

第13表 再雇用（再任用）、勤務延長組合員の一人当たり月額組合費（円、加重平均）

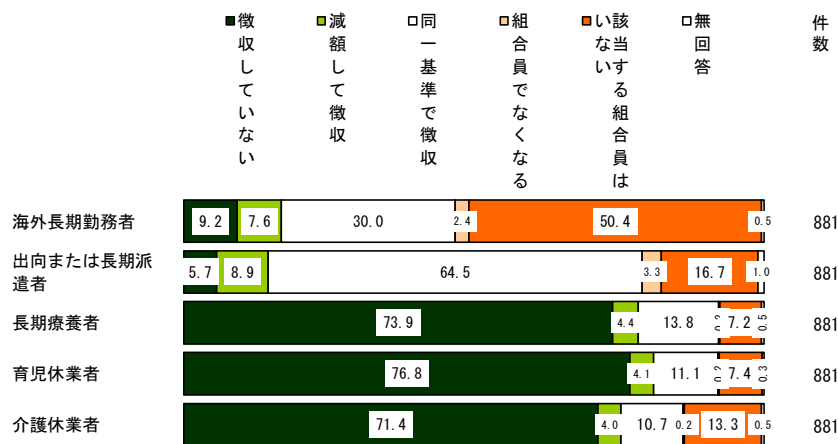
	フルタイム就労	回答組合数	短時間就労	回答組合数
再雇用（再任用）、勤務延長組合員計	2,062	324	1,337	105
（正規従雇用の組合員計）	5,066	751		
（非正規雇用の組合員計）	1,721	128	1,256	96

4. 組合費の軽減措置

—海外勤務者、出向・長期派遣者のいる組合の大多数で正規と「同一基準で徴収」、
一方、長期療養者、育児・介護休業者で多い組合費の免除—

組合費の軽減制度では、正規雇用の組合員と「同一基準で徴収」を中心に組合費を徴収する組合の多い勤務形態が[海外長期勤務者]と[出向・長期派遣者]である。これに対し、[長期療養者][育児休業者][介護休業者]では組合費を免除する組合（「徴収していない」）が7割台を占めている（第8図）。

第8図 組合費の軽減措置



5. 過去3年間における組合費の変更

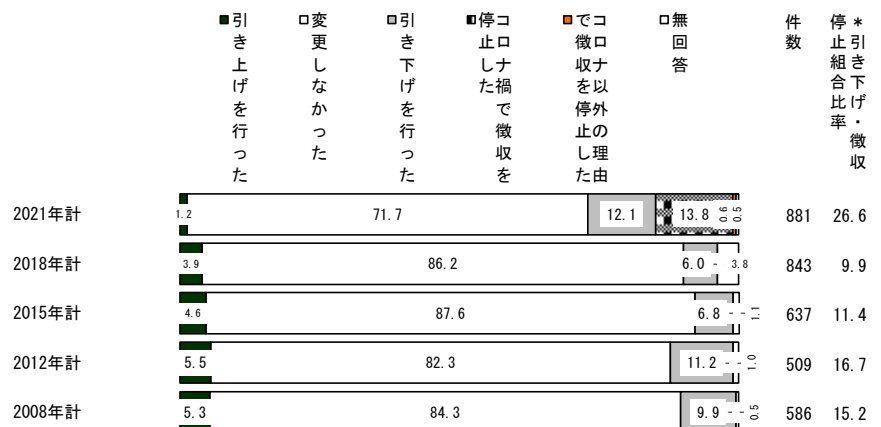
—「変更しなかった」組合が7割強を占める中、
約1割の「引き下げた」組合に加え、「コロナ禍により徴収を停止した」組合が1割強—

(1) 組合費の変更の有無

過去3年間に「組合費について変更は何もしなかった」組合が7割を占める中、組合費を「引き下げた」組合が12.1%と1割強みられ、さらに、「コロナ禍により徴収を停止した」組合が13.8%と1割強を占めている（第9図）。

組合費を「引き下げた」組合の引き下げ額は、611円（加重平均。回答88組合）となっている。

第9図 組合費の変更の有無

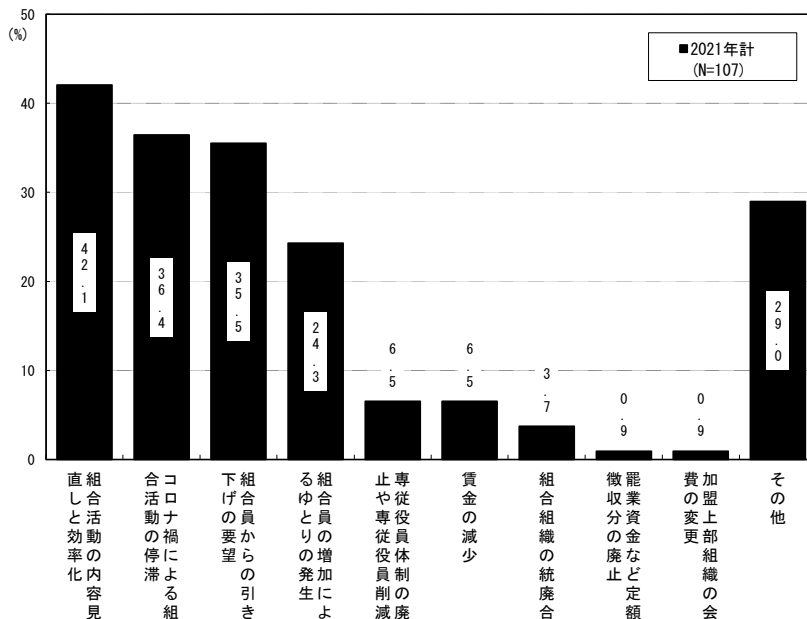


(2) 組合費を引き下げた理由

組合費を「引き下げた」理由では（10項目中3つ以内選択）、最大の理由は「組合活動の内容見直しと効率化」（42.1%）で、2015年調査以降増加を続けている。従来の組合活動の活動スタイルの見直しや効率化により引き下げを可能にしたといえる（第10図）。

これに続く理由が「コロナ禍による組合活動の停滞」（36.4%）で、活動の停滞により組合費を引き下げざるを得なかった組合が多かったと思われる。この点は「組合員からの引き下げの要望」が35.5%と多い点からもうかがえる結果である。

第10図 組合費の引き下げを行った理由（3つ以内選択）



6. 罷業資金の現状

—半数にとどまる罷業資金を<積み立てている>組合（45.9%）、

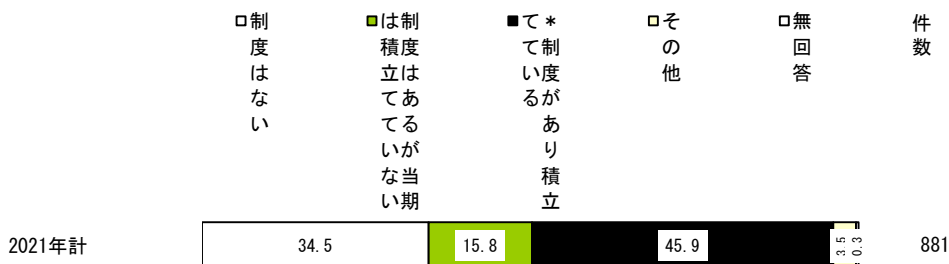
組合員一人当たりの積立月額額は平均310円、積立総額は平均5億8,226万円、

積立制度のある組合のうち3分の2が「現行徴収額を今後とも維持する」—

罷業資金の積立制度は6割強の組合で設けられているが、実際に積み立てを行った組合は45.9%にとどまっている（第11図）。

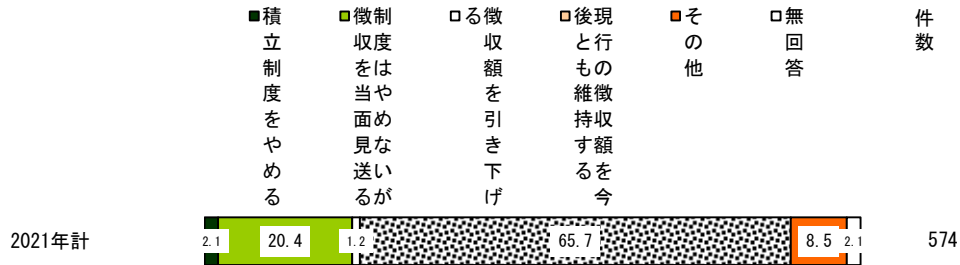
組合員一人当たりの積立月額額は平均310円で、[組織積立]が73円、[個人積立]が237円である。また、罷業資金の積立総額は平均5億8,226万円で、賃金の補償日数は平均15.3日となっている。

第11図 罷業資金の積立制度



今後の罷業資金の徴収について「現行の徴収額を今後とも維持する」が65.7%と3分の2を占めている。これに対し、「積立制度をやめる」は2.1%、「徴収を当面見送る」は20.4%となっている(第12図)。

第12図 罷業資金の今後の予定(積立制度のある組合)



7. 財政の現状と役職員の人数

(1) 財政規模と支出概要

— 一般会計収入決算額は平均2億4,748万円、

— 支出の6割弱が「人件費」(37.1%)と「活動費」(20.7%) —

一般会計収入決算額は単純平均で2億4,748万円である(平均組織人数は3,710人)。また、罷業資金以外の各種積立金の期末繰越総額は平均2億5,408万円である。

一般会計の支出の中身をみると、「人件費」(37.1%)が最も多い。これについて多い支出が「活動費」(20.7%)である。「人件費」と「活動費」を合わせると一般会計の支出全体の6割弱を占めている(第14表)。

なお、「上部団体費(産業別組織)」は10.8%で、「上部団体費(企業連)」は3.2%である。

第14表 一般会計における支出概要(加重平均、%)

	上部団体費(産業別組織)	上部団体費(企業連)	その他の関係団体費	交付金	人件費	活動費	その他	件数
2021年計	10.8	3.2	1.4	13.6	37.1	20.7	13.3	747

(2) 会計監査の実施状況と今後

—内部、外部の「両方実施」は51.5%、「外部監査のみ」は5.3%、

「内部監査のみ」は42.7%—

—外部監査料は年平均52.4万円—

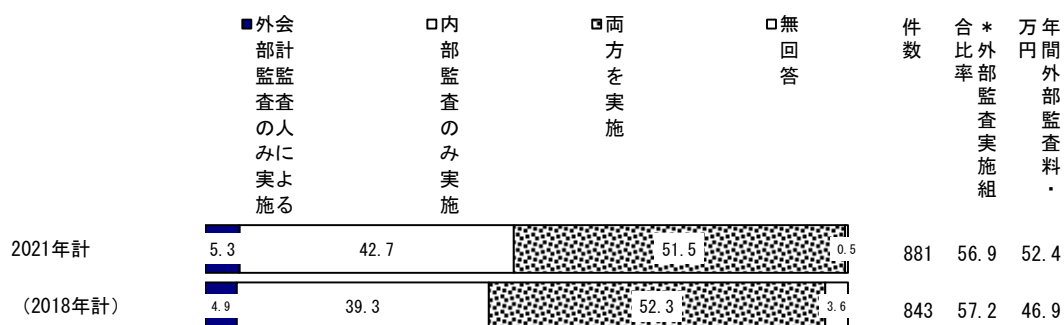
—会計監査人への今後の委託を「検討していない」組合が59.0%、

「今後とも内部監査のみ実施」が34.6%—

会計監査における内部監査、外部監査といった監査の仕方をみると、半数以上の組合が内部監査、外部監査の「両方を実施している」(51.5%)となっており、組合員数の多い組合が両方を実施している傾向が高い。なお、「会計監査人による外部監査のみ実施している」組合は5.3%、「内部監査のみ実施している」組合は42.7%であり、会計監査人による<外部監査>比率は56.9%となっている(第13図)。

また、会計監査人による外部監査の監査料は、年平均52.4万円である。

第13図 会計監査の実施状況



4割強を占めた「内部監査のみ実施」組合(376組合)は、今後、会計監査をどのように考えているのだろうか(第15表)。

回答結果をみると、「現在のところ検討していない」組合が59.0%で、「今後とも内部監査のみ実施する」という組合が34.6%となっている。

第15表 今後、会計監査人への今後の委託(内部監査のみ実施している組合)

	外部監査のみ実施	内部監査のみ実施	内部監査のみ実施	現在のところ検討していない	無回答	件数
2021年計	0.3	5.6	34.6	59.0	0.5	376

(3) 役職員体制

—専従役員がいる組合が6割強、1組合平均5.4人

正規職員がいる組合は4割強、平均2.3人—

役職員が「いる」組合の割合をみると、専従役員が63.6%、正規職員が42.2%、パート・アルバイト・派遣職員は39.4%である（第16表）。

第16表 専従役員及び職員の有無

	専従役員			職 員						件数
	いる	いない	無回答	正規職員			パート・アルバイト・派遣職員			
				いる	いない	無回答	いる	いない	無回答	
2021年計	63.6	31.3	5.1	42.2	52.7	5.1	39.4	55.5	5.1	881

女性比率をみると、専従役員では11.1%にとどまるのに対し、正規職員は72.4%、パート・アルバイト・派遣職員は91.5%と大多数を占めている（第17表）。

第17表 性別役職員人数と女性比率（加重平均）

	男	女	専従役員	女	専従役員に占める女性比率・加重平均%	男	女	正規職員	女	正規職員に占める女性比率・加重平均%	男	女	パート・アルバイト・派遣職員男女計	女	パート等職員に占める女性比率・加重平均%	件数
	性	性		性		性	性		性		性	性				
2021年計	4.8	0.6	5.4	11.1	0.6	1.7	2.3	72.4	0.1	1.2	1.3	91.5	836			

役職員の人数は、専従役員は1組合あたり平均5.4人、正規職員は2.3人、パート・アルバイト・派遣職員は1.3人である（第18表）。

第18表 専従役員及び職員の人数（単純平均、人）

	専従役員	職 員※		役職員計	1人あたりの組合員数		件数
		正規職員	パート・派遣・アルバイト		専従役員	正規職員	

8. 労働組合の財政への取り組み状況

(1) 組合財政への取り組み状況

—最も多くの組合が取り組んだのが [活動内容や範囲の見直しによる支出の選択と集中]、
 一方、[繰越金や特別会計による補填] とともに、
 見直しが進む [組合役員手当]、[執行委員定数]、[専従体制]

過去 3 年の間に「実施した」組合の比率をみると、[活動内容や範囲の見直しによる支出の選択と集中] が 52.8%で際立って多く、半数の組合が実施する取り組みとなっている。こうした傾向は 2012 年調査以降共通している（第 19 表）。

これに対し、組織の役職員体制の見直しに取り組んだ組合も多い。[組合役員手当の見直し] (20.0%) を筆頭に、[執行委員定数見直しによる役員削減] (14.0%)、[専従体制の見直し（専従者の減員、専従体制の廃止）] (13.5%) が上位を占めている。

一方、[組合費の徴収基準の見直し] (18.4%) や [繰越金や特別会計による赤字収支の補填] (18.3%) に踏み切らざるを得ない組合も多い。特に前者は 2018 年調査 (11.0%) より 7 ポイント増加している。また、[財政再建のための特別委員会設置] (13.3%) を行った組合も 1 割強となっている。

第 19 表 過去 3 年間の組合財政への取り組み状況（「実施した」の比率）

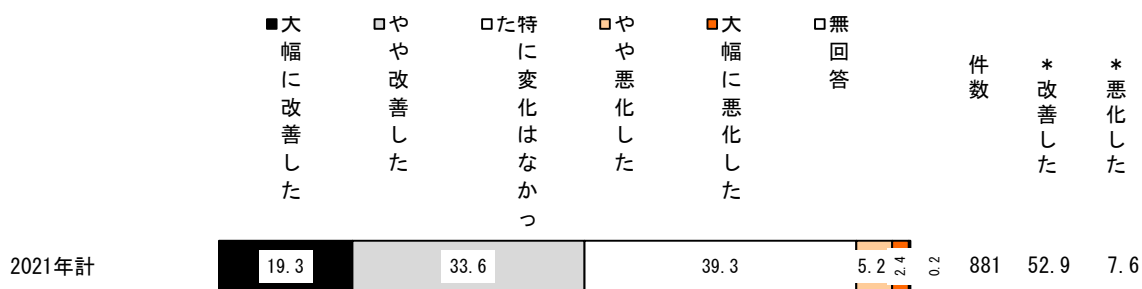
	見直し 組合費の 徴収基準の	非正規 雇用組合 費引き上げ の	繰越金 などによる 赤字収支の 補填	借入れ による 赤字 の補填	活動 見直し による 支出 の集中	執行 委員 定数 見直し による 役員 削減	専従 体制 の見直し	組合 役員 手当 の見直し	役員 の パート・ 派遣 の 割合	財政 再建 のための 負担 軽減 の ため の 統 合	財政 再建 のための 特別 委員会 設置	件 数
2021年計	18.4	1.7	18.3	0.5	52.8	14.0	13.5	20.0	5.7	5.4	13.3	881
(2018年計)	11.0	1.7	26.8	1.3	58.6	15.8	15.9	18.3	9.7	9.0	14.7	843
(2015年計)	15.1		32.0		63.9	20.1		19.5		11.6	22.0	637
(2012年計)	20.2		38.3		64.2	26.9		22.8		14.7	22.6	509

(2) コロナ禍が影響した組合財政の状況

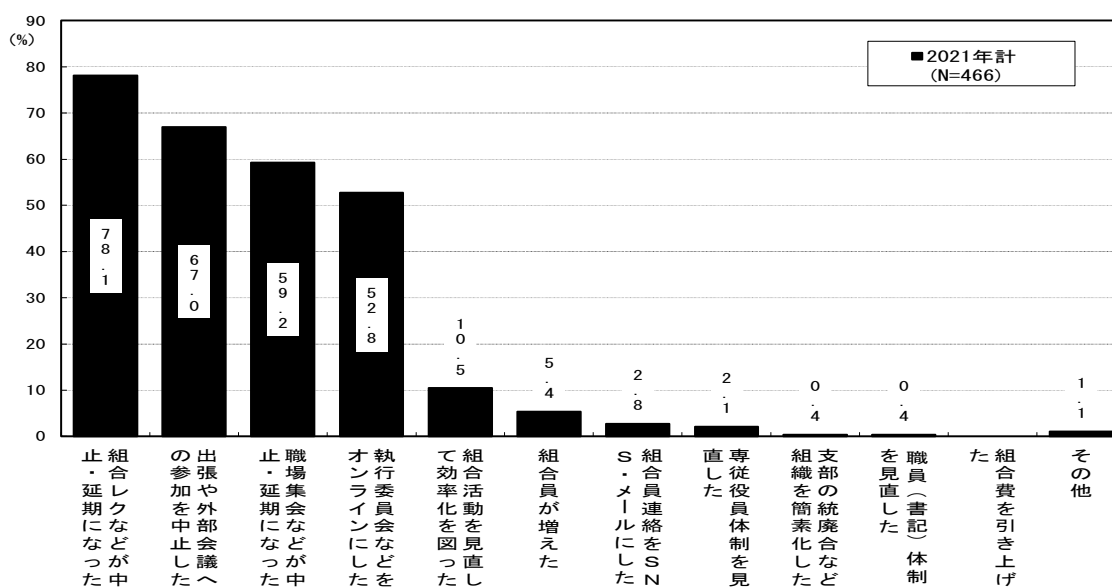
— 財政が改善となった背景はレク活動や出張・外部会議、職場集会、執行委員会、
 学習会などの中止・延期、オンライン会議への切り替え、
 悪化となった背景は「組合員の減少」 —

コロナ禍が影響した組合財政の状況は、第14図の通り、「特に変化はなかった」組合が39.3%であった。「組合財政が大幅またはやや改善」した52.9%の理由として、12項目中3つ以内選択では、「組合レクなど組合員参加のイベントが中止・延期になった」(78.1%)「出張や外部会議への参加を中止した」(67.0%)「職場集会、執行委員会、学習会などが中止・延期になった」(59.2%)「執行委員会や打ち合わせなどをオンライン会議に切り替えた」(52.8%)が挙げられている。なお、「悪化した」7.6%の理由としては、コロナ禍による雇用への影響と考えられる「組合員の減少」(68.7%)が組合財政を直撃している(第15図)。

第14図 新型コロナウイルス感染拡大前と比べたコロナ禍の影響による組合の財政状況の変化



第15図 組合財政が改善した理由（財政状況が<改善した>組合、3つ以内選択）



構成組織調査報告

以下では、構成組織調査に回答した 45 組織の産別会費の現状について、そのポイントをまとめることにする。

(1) 産別会費の水準

①正規雇用の組合員

—月額会費は加重平均で 577 円、単純平均では 536 円—

正規雇用の組合員一人当たりの月額会費は加重平均で 577 円である (第 20 表)。

月額会費の金額は、400 円未満から 800 円以上まで分散しているが、500 円未満の組織が全体の 4 割を占める。

なお、平均組合費に占める一人当たり月額会費の割合は 11.4% (577 円 / 5,066 円、試算) である。

第 20 表 正規雇用の組合員の一人当たりの月額会費(円、加重、単純平均)

	平均月額会費		件数
	加重平均・円	単純平均・円	
2021年計	577	536	45
2018年計	576	528	45
2015年計	612	575	39
2012年計	623	587	38
2008年計	641	612	33

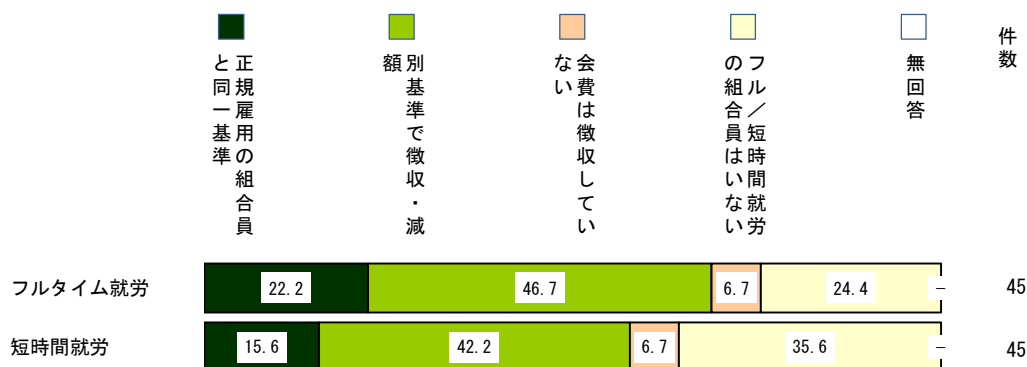
②非正規雇用の組合員

—「正規雇用の組合員と同一基準」はフルタイムで 10 組織、短時間では 7 組織—

非正規雇用の従業員を組合員化している組織は、フルタイム就労で 34 組織、短時間就労では 29 組織である。そのうち、「別基準で徴収している(減額している)」組織がフルタイム就労で 21 組織(46.7%)、短時間就労で 19 組織(42.2%)を占め、ともに「正規雇用の組合員の組合費と同一基準である」(フルタイム就労：10 組織、22.2%、短時間就労 7 組織、15.6%)に比べて多い。また、「会費は徴収していない」はフルタイム就労、短時間就労ともに 3 組織(6.7%)である(第 16 図)。

一人当たりの月額会費(単純平均)は、フルタイム就労(29 組織が回答)が 307 円、短時間就労(21 組織が回答)が 281 円である。

第 16 図 非正規雇用の組合員の会費の徴収基準



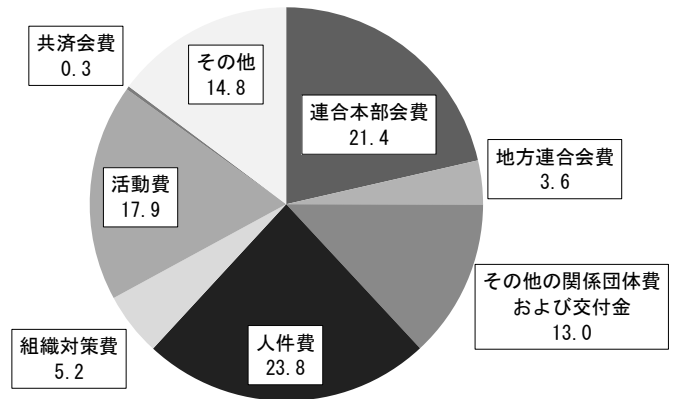
(2) 財政規模と支出内訳

—一般会計収入決算額は11億8,747万円、支出の4割近くが組織関連費—

一般会計収入決算額は平均で11億8,747万円である。組織人数別にみると、5万人未満で1億2,658万円、5万人以上（20万人未満）で8億4,438万円、20万人以上で46億7,781万円と組織人数が大きいほど財政規模は大きくなる。

一方、支出をみると、「連合本部会費」や「地方連合会費」、「その他の関係団体費および交付金」といった組織関連費が支出の4割近く、「人件費」が支出の4分の1近くを占める（第17図）。

第17図 一般会計における支出概要（単純平均）

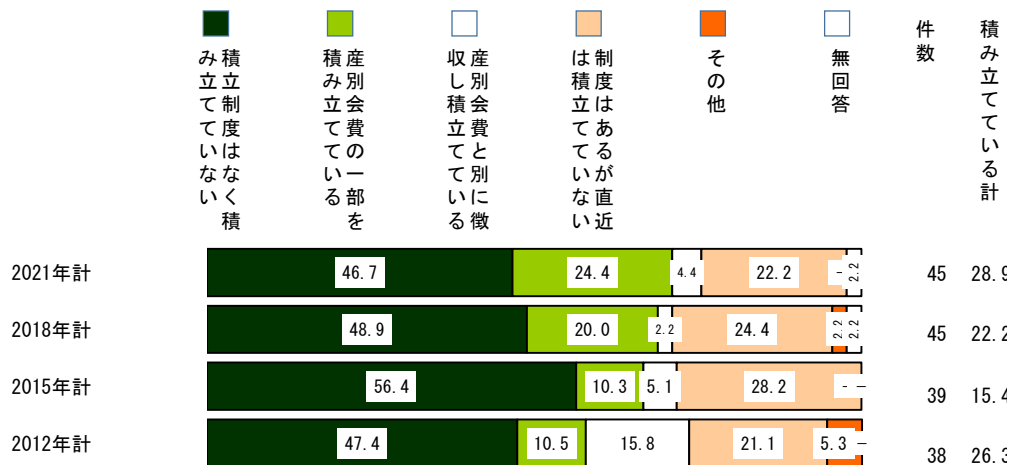


(3) 罷業資金

—半数近くが罷業資金の積立制度はなく、現在積み立てている組織は13組織（28.9%）—

罷業資金の積立状況については、「積立制度はなく積み立てていない」が21組織（46.7%）と半数近くに及ぶ。一方、積立制度がある組織は23組織だが、そのうち10組織（22.2%）が「制度はあるが直近の会計年度は積み立てていない」と回答している。すなわち、現在、罷業資金を積み立てているのは13組織（28.9%）である（第18図）。

第18図 罷業資金の積み立て



(4) 会費の変更

—会費の「引き上げを行った」のは1組織、それ以外の大多数は「変更なし」—

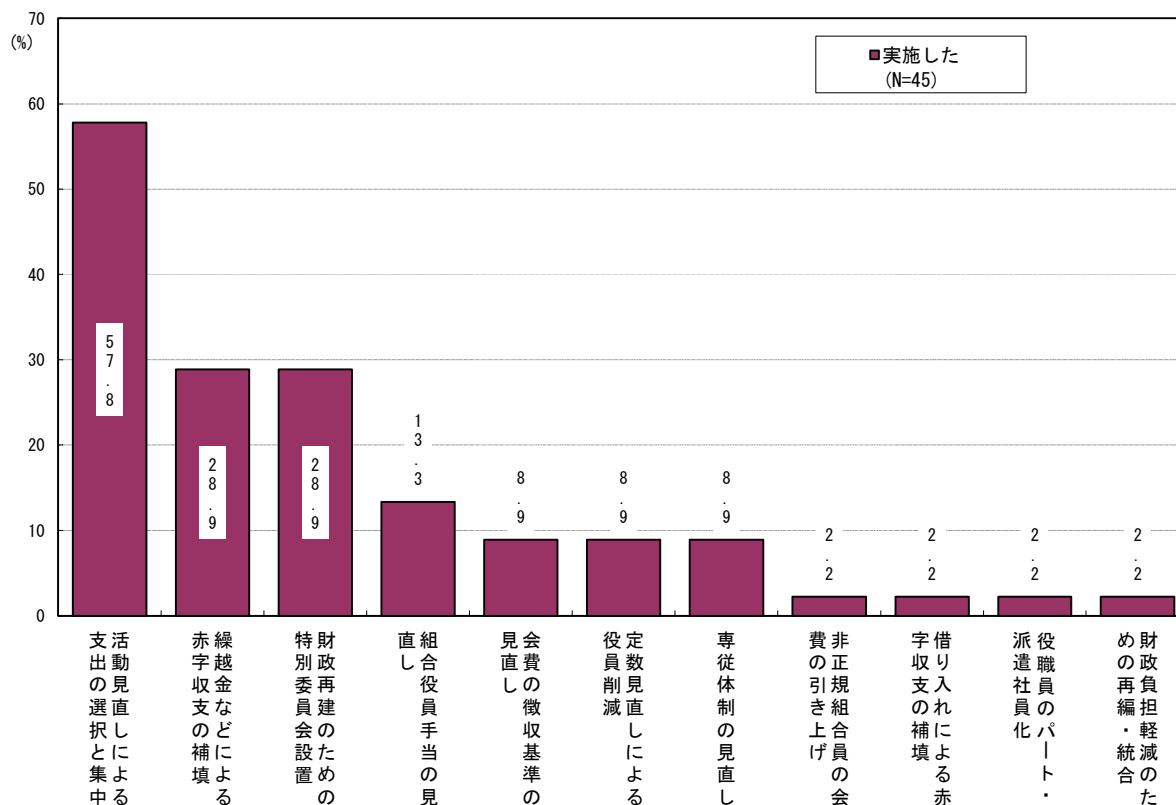
過去3年間の会費変更について、「会費について変更は何もしなかった」が44組織（97.8%）と大多数を占める。これに対し、「会費の引き上げを行った」は1組織（2.2%）のみ、「会費の引き下げを行った」組織はない。

(5) 組合財政に対する取り組み

—6割近くが「活動見直しによる支出の選択と集中」を実施—

過去3年間における組合財政に対する取り組みについて「実施した」割合をみると、「活動内容や範囲の見直しによる支出の選択と集中」が26組織（57.8%）と最も多く、これに、「繰越金や特別会計による赤字収支の補填」と「組合財政立て直しのための特別委員会やプロジェクトの設置」がともに13組織（28.9%）で続いている（第19図）。

第19図 過去3年間の組合財政に対する取り組み（2021年計）

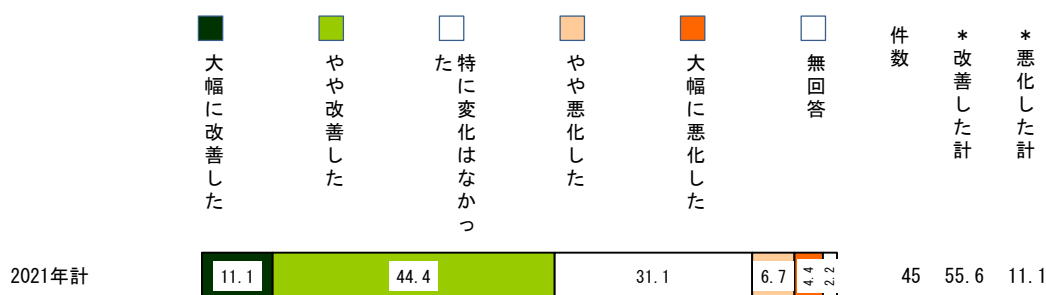


(6) コロナ禍の影響による財政状況の変化

—「特に変化はなかった」は31.1%、＜改善した＞が55.6%、＜悪化した＞が11.1%—

新型コロナ感染拡大前と比べたコロナ禍の影響による組合の財政状況の変化をみると、「特に変化はなかった」は14組織（31.1%）である。また、「やや改善した」（20組織、44.4%）と「大幅に改善した」（5組織、11.1%）を合わせた＜改善した＞は25組織（55.6%）、＜悪化した＞（「やや悪化した」と「大幅に悪化した」の合計）は5組織（11.1%）である。（第20図）。

第20図 新型コロナ感染拡大前と比べたコロナ禍の影響による組合の財政状況の変化



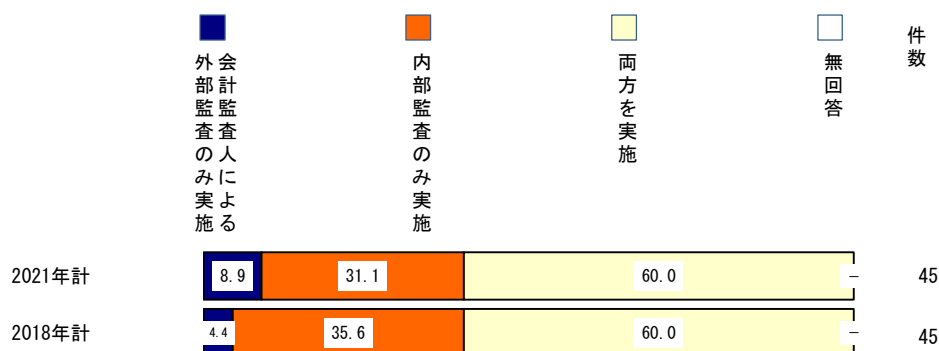
(7) 会計監査

—「両方実施」は60.0%、「外部監査のみ」が8.9%、「内部監査のみ」が31.1%、—

会計監査の仕方についてみると、「外部監査と内部監査の両方を実施している」27組織（60.0%）が殆どであり、「職業資格のある会計監査人による外部監査のみを実施している」が4組織（8.9%）、「内部監査のみを実施している」が14組織（31.1%）となっている（第21図）。

外部監査のための監査料の年間の平均額（28組織が回答）は102.6万円である。

第21図 会計監査の仕方について



また、現在の会計監査について「内部監査のみ実施」と回答した14組織に今後の職業資格のある会計監査人への委託についてたずねたところ、「現在のところ検討していない」が9組織（64.3%）と3分の2を占める。「内部監査と外部監査の両方を実施」は1組織（7.1%）にとどまった。

(8) 役職員体制

— 1組織あたりの平均役職員数は 28.3 人、うち「専従役員」は 8.7 人—

1組織あたりの平均役職員数は「専従役員」が 8.7 人、「正規職員」が 16.3 人、「パート・アルバイト・派遣職員」が 3.3 人で、これらを合わせた全体の役職員数は 28.3 人である。女性「専従役員」は男女専従役員の 1 割強にとどまるが、女性「正規職員」は男女正規職員の 4 割、女性「パート・アルバイト・派遣職員」については男女パート・アルバイト・派遣職員の 7 割を占める（第 21 表）。

全体の組合員数から算出した専従役員一人当たりの組合員数は 18,005 人、正規職員一人当たりの組合員数は 8,600 人である。

第 21 表 役職員体制（単純平均、人）

	専従役員			正規職員			パート・アルバイト・派遣職員			役職員	の専従役員数・人当たり	の正規職員数・人当たり	件数
	男性	女性	専従役員	男性	女性	正規職員	男性	女性	パート・アルバイト・派遣職員				
2021年計	7.6	1.0	8.7	9.9	6.5	16.3	0.9	2.3	3.3	28.3	18,005	8,600	45
2018年計	8.5	0.9	9.4	10.2	6.3	16.5	0.8	2.2	3.0	28.8	15,483	8,684	45
2015年計	8.6	1.0	9.6	12.3	6.6	18.9	0.9	2.1	3.1	31.6	16,418	8,187	39
2012年計	9.9	0.9	10.8	11.2	6.5	17.7	0.9	1.9	2.9	31.3	14,809	8,881	38
2008年計	11.0	0.9	12.0	13.0	7.8	20.8	0.8	2.3	3.1	35.9	15,627	8,387	33